２　感震ブレーカー設置促進について

（東京都）

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、出火防止対策により火災の発生を未然に防ぐことが重要である。東京都では、電気火災を防止する有効な手段である感震ブレーカーの愛称を「グラぴたスイッチ」とし普及啓発に取り組んでいる。感震ブレーカーの設置は、各家庭が自らの命と財産を守る「自助」の取組として有効であるだけでなく、地域全体の延焼拡大を防ぐ「共助」の取組としても効果的である。耐震性が優れているなど安全性が高い建物では、在宅避難も選択肢の一つとなることから、状況に応じて安全・安心に在宅避難をするためにも、感震ブレーカーの設置促進が重要である。その必要性や効果の観点からも、事前防災の取組として、感震ブレーカーの設置は欠かせない。

「首都直下地震の被害想定と対策について（令和７年 12 月 19 日中央防災会議）」では、感震ブレーカーの設置促進が必要であり、戦略的に取組を進めるべきとされており、感震ブレーカーの設置率を現状の 20%から 100%まで向上させた場合、焼失棟数を 72%減少させることができるとの試算が示されている。

また、「首都直下地震緊急対策推進基本計画（令和８年６月 12 日閣議決定）」においても、感震ブレーカーの設置目標を、緊急対策区域において 2035 年までに「おおむね設置」と定めている。

加えて、緊急対策区域以外でも、地震発生後の通電火災等による被害を軽減し、住民の命と財産を守る施策が必要であり、感震ブレーカーの幅広い普及は急務である。

このことから、自治体の取組のみならず、国主導による具体的な対策を講じる必要がある。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

１　国においても感震ブレーカーの認知度向上を図り、設置の気運を高

めるため、全国的な広報・啓発活動を実施すること。

2　自治体による普及促進の取組を後押しするための十分な財政措置を講じること。

3　住家に対する感震ブレーカーの設置を義務化するなど、効率的・効果的に普及できる制度を検討すること。